

佐賀県児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月21日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第47号

佐賀県児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県児童相談所等の管理に関する規則（昭和58年佐賀県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 児童相談所等における分掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 中央児童相談所及び北部児童相談所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条第2項</u>、第24条の3第2項及び第6項並びに第24条の4第1項及び第2項に掲げる業務に関すること。</p> <p>(2) 佐賀県婦人相談所 売春防止法（昭和31年法律第118号）<u>第34条第2項各号</u>に掲げる業務及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項各号に掲げる業務に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 佐賀県知的障害者更生相談所 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）<u>第12条第2項各号</u>に掲げる業務に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 児童相談所等における分掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 中央児童相談所及び北部児童相談所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条第3項</u>、第24条の3第2項及び第6項並びに第24条の4第1項及び第2項に掲げる業務に関すること。</p> <p>(2) 佐賀県婦人相談所 売春防止法（昭和31年法律第118号）<u>第34条第3項各号</u>に掲げる業務及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項各号に掲げる業務に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 佐賀県知的障害者更生相談所 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）<u>第12条第2項</u>に掲げる業務に関すること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。